

継続就業支援コース

「中小企業両立支援助成金」の創設にあたって、新たに設置されたコースです。

《概要》

- 次の要件を満たした事業主に対する助成
 - ・ 労働者数が100人以下であること
 - ・ 平成23年10月1日以降に育児休業を終了した雇用保険被保険者が初めて出たこと
 - ・ 事業所内の全ての雇用保険被保険者に対して、当該事業所の仕事と家庭の両立を支援するための制度の内容の理解と利用の促進のための研修を実施していること
 - ・ 一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ているとともに、当該行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること
 - ・ 子の出生後6か月以上育児休業を取得した労働者を休業終了後、原職等に復帰させ、1年以上継続雇用したこと 等
- 支給額 1人目：40万円 2人目から5人目：15万円
- 支給対象期間
平成25年3月31日までに育児休業を終了した者までを支給対象労働者とする

《留意点》

- 「継続就業支援コース」の申請は、育児休業終了日（子の1歳到達日を超えて育児休業をした場合は子の1歳の誕生日の前日）から起算して1年を経過した日の翌日から可能となる予定です。
よって、最も早いものでも申請が可能となるのは平成24年10月1日からとなります。
- 支給要件等については、上記以外にも追加等の可能性があります。申請を検討されている事業主におかれては、早い段階で、申請先（人事労務管理担当の部署が属する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用均等室）に必ず支給要件をお問い合わせください。
- また、支給要件等は、確定次第、厚生労働省のホームページ等で周知を行っていく予定です。